

各税務署御中

当財団が発行した特定寄付金領収証明書（平成28年（2016年）1月1日-12月31日受領分）において記載している寄付金は、公益目的事業のための寄付金であることを証明いたします。また、以下の資料（「公益認定証」および「税額控除に関わる証明書」）は、上記寄付金に関わる寄付金控除申告の添付資料です。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

理事長 池上清子

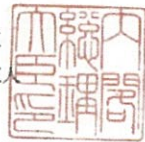
・2016年7月1日より、公益財団法人プラン・ジャパンは公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンに名称を変更しました。



府益担第1266号  
平成23年1月26日

財団法人日本フォスター・プラン協会  
川上 隆朗 殿

内閣総理大臣  
菅 直人



### 認定書

平成21年12月16日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

別紙

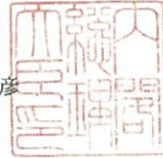
- 1 法人コード：A003774
- 2 法人の名称：財団法人日本フォスター・プラン協会
- 3 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人プラン・ジャパン
- 4 代表者の氏名：川上 隆朗
- 5 主たる事務所の所在場所  
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号
- 6 公益目的事業
  - (1) 民間の国際相互理解を促し、かつ関連各機関と連携または協力をしながら、開発途上国の子どもたちを中心とした地域開発支援と緊急支援および復興支援を通じ、開発途上国に対する経済協力に資する事業
  - (2) 開発支援に関する情報の収集、調査、研究と、啓発・提言、広報を通じ、開発支援についての国際相互理解の促進に資する事業
- 7 収益事業等  
該当なし
- 8 旧主務官庁の名称：外務省、



府益担第5674号  
平成23年9月26日

公益財団法人 プラン・ジャパン  
川上 隆朗 殿

内閣総理大臣  
野田 佳彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

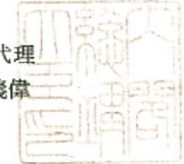
本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成23年9月26日 から 平成28年9月25日 まで



府益担第949号  
平成28年9月5日

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン  
川上 隆朗 殿

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成28年9月5日 から 平成33年9月4日 まで